

第1回

(平成30年1月10日)

# 議 事 録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 平成30年1月10日(水) 午前9時30分から午前10時43分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也  
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則  
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 会議書記の指名

4) 議第1号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第2号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第3号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

議第4号案 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 久保田文子

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、2番・3番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

2 番 熊本西税務署から農地の売買意向調査の依頼がありました。価格の昨年度との比較ということで水田に関しては、取引価格に幅はあるが、やや下降気味、畑に関しては、横ばい傾向ということで回答しました。

1 番 12月総会でも報告しましたが、農地利用集積計画の売買にも記載されていますが、10アール当たり40万円、合計1,332,400円で売買ができております。

1 番 12総会で耕作放棄地の件でご相談したのですが、耕作放棄地の隣に親戚の方が耕作しておられまして、年に1回帰省されるときに自分が耕作してもいいかたずねておくということで、中原の物件ですが、自分が隣でもあるし耕作してもいいという返事で、一武栄の住宅の横の物件については、耕作はしきれないため所有者

が貸す意思がある場合は、農業委員会で検討いただけないかという返事をいただいております。

議長 議事に入ります。議第1号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第1号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、10番委員より調査報告をします。

10番 （調査番号1）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）、従業員16人です。経営面積は、4,000a、畑30ha、田10haです。ほとんど牛の飼料を作付されています。成牛400頭、搾乳牛です。育成牛が100頭、子牛F1が200頭、ホルスタインが100頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：6Km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：10a当たり572,737円、1,746㎡全部で100万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクターをはじめ畜産関係の農機具はほとんど揃えてあるということです。8番（取得農地の利用計画）：イタリアン、とうもろこしです。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。利用権設定の期間は30年です。使用借人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）、臨時雇用10人です。経営面積は、132a、田114a、水稲57a、梨50a、もも7a、畑17aはすべて梨です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：20m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：0円で30年間使用貸借です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター2台、スピードスプレイヤー2台、コンバイン1台、田植機1台です。8番（取得農地の利用計画）：梨です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 次に調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議 長 議第2号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第2号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、4番局長より調査報告をお願いします。

4 番 調査番号1番について4番より報告します。(調査番号1)譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は災害関連地域防災がけ崩れ対策事業個所にありまして、今後雨水等が敷地内に流出し、土砂崩れを防止するための土地保全をするためです。5条調査項目により報告します。1番(農地区別)：第2種農地。2番(着工時期)：許可が下り次第です。3番(資金調達)：自己資金です。5番(周囲の承諾)：周りが自社所有により問題なし。6番(公衆衛生)敷設済みの排水路を使用し問題なし。7番(転用措置)：問題なし。8番(日照通風の影響)：周辺が自社所有のため問題なし。10番(農振法)：農用地区域外。以上、報告終わります。

事務局 補足します。がけ崩れは、平成28年7月14日の大雨で崩れたものです。国庫補助事業で3月から6月までの工期になっておりまして、幅が20m、高さ24mの擁壁をうつ工事をされます。事業費は33百万円、擁壁を打つのに土砂が必要ということで、12,000m<sup>3</sup>、ダンプカー1,700台分の土砂が必要ということで、1,700台分の半分を上において、半分は下から積み上げるという工法になっています。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 議第3号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画(平成30年1月5日付け：球錦農林第11975号)の諮問があり、今回は所有権移転2件、利用権の再設定が8件、新規が22件です。

事務局 議第3号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 議第4号案農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について上程します。

事務局 議第4号案農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年1月10日

農業委員会会長

---

2番 農業委員

---

3番 農業委員

---